



Title	1960年1月の安保条約改定時の核持ち込みに関する「密約」に係る調査の関連文書No.1(10 外務省外交史料館レファレンス番号 : H221858)
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(3)No.5 公開日 : 平成22年12月22日 外務省外交史料館管理番号 : 2010-6439 CD・DVD番号 : H22-013
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43860
Rights	外務省外交史料館所蔵資料



(米軍の配備及び使用に関する日本側簡案)

審問をもつて啓上いたします。本大臣は、千九百五十一年九月八日に署名された安全保障条約に言及する光榮を有します。同条約第三條は、アメリカ合衆国の軍隊の日本国内及びその附近における配備を規律する条件は、両政府間の行政協定で決定することを規定しております。また、千九百五十七年六月二十一日のロサンニケに簽された合意に従つて設置された安全保障に関する日米委員会は、合衆国によるその軍隊の日本における配備及び使用について実行可能なときはいつでも協議することを含めて、安全保障条約に関して生ずる問題を検討する實務を与えられていることが想起されます。

極秘

よつて、安全保障委員会によるその任務の遂行に資するため、日本國政府は、次のことが同政府とアメリカ合衆國政府との間で合意されることを提案する光榮を有します。

A 外部からの武力攻撃に対する日本國の安全の維持に協力するため、合衆國軍隊の日本における配備及び使用は、日本國の自衛隊のそれと緊密に調整されるものとする。この調整は、安全保障委員会によつて作成される計画を通じて行われる。

B 合衆國が安全保障条約第一條に蓋して日本國以外の極東の地域における國際の平和及び安全の維持に寄与するためにその軍隊を使用しようとするときは、合衆國政府は、それに伴う日本國にある合衆國軍隊の配備の変更について、実行可能を限り事前に、日

本國政府と協議するものとする。ただし、行政協定第二条第一項にいう施設及び区域は、日本國政府の事前の同意がある場合に限り、合衆國軍隊によりその作戦行動のための基地として使用されることができる。

○ 合衆國は、日本國政府の事前の同意なくして、核兵器を日本國內に持ち込まない。これは、日本國內に配備される合衆國軍隊のみならず、臨時に日本國內に入る合衆國の船舶及び航空機にも適用があるものとする。

本大臣は、さらに、アメリカ合衆國政府が前記の提案を受諾されるときは、この書簡及び受諾を表明される閣下の返簡は、閣下の返簡の日付の日に効力を生ずる両政府間の合意を構成するものとみなす。

すことを提案する光榮を有します。